

令和2年度 二セコ町（保健福祉課）会計年度任用職員募集要項

1 採用人員・採用職種・勤務条件 等

募集人員	保健師又は看護師 1名
配属先	保健福祉課健康づくり係
勤務内容	保健師等業務全般
募集要件	保健師又は看護師資格取得者、普通自動車免許取得者
任用期間	令和3年2月1日から令和3年3月31日まで ※任用始期は予定です。
再度の任用	選考等の能力実証を行った上で、再度任用する場合があります。 (再度の任用の回数に上限はありませんが、任用期間が通算して5年を超えたとしても、無期の任用への転換申込みはできません。)
勤務時間及び休日勤務等	1 勤務時間 8時30分から17時15分まで 2 休憩時間 60分(交代制 11:30~12:30 または 12:30~13:30) 3 時間外勤務の有無 (有・ 無) 4 休日勤務の有無 (有・ 無)
勤務しない日	・土、日、祝日及び月曜日から金曜日のうち2日 ・年末年始(12月31日から翌年1月5日まで) ・その他(休日の代休日)
休暇	1 年次休暇 0日間 2 その他休暇 ①有給(公民権行使、官公庁出頭、住居の滅失等、出勤困難、退勤途上、結婚休暇、忌引、子の看護) ②無給(産前、産後、保育時間、短期介護、介護休暇、介護時間、生理日の就業困難、妊産疾病、公務上の傷病、私傷病、骨髄ドナー)
育児休業等	任用期間が継続されることにより取得可能な場合があります。
給与	1 給料の額 日額10,142円から ※職務経験年数がある方は、経験に応じて加算があります。 2 諸手当 ①期末手当 勤務期間に応じて支給 ②通勤手当 通勤距離2km以上の場合支給 ③時間外勤務手当 時間外勤務があった場合に支給 3 支給日 ①給料・通勤手当 翌月10日(未締め) ②期末手当 ー ③時間外勤務手当 翌月10日(未締め) 4 支払い方法 指定口座への振込み 5 給与支払時の控除(法令の規定に基づくものを除く) なし
退職に関する事項	1 任用期間が満了した場合には当然に退職します。 2 地方公務員法第28条第1項による分限免職、地方公務員法第29条第1項による懲戒免職に該当する場合
退職手当	支給しません
服務	任期中、以下の義務を負います。

	①法令等及び職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条） ②信用失墜行為の禁止（同法第33条） ③秘密を守る義務（同法第34条） ④職務に専念する義務（同法第35条） ⑤政治的行為の制限（同法第36条） ⑥争議行為等への禁止（同法第37条） ⑦営利企業への従事等の制限（同法第38条）
その他	1 社会保険 加入します。 2 雇用保険 加入します。 3 災害補償 加入します。 4 健康診断 実施しません。 5 その他 公務のため旅行する場合は旅費を支給します。

2 申し込み手続き

市販の履歴書に必要事項を記入し、保健師等免許証の写しとともに下記5の問い合わせ先までお持ちいただくか、郵送でご提出ください。（ファックスおよび電子メールでの申込み不可）

※提出された履歴書等は、理由のいかんを問わず返還いたしません。

3 提出期限

随時受付しています。

4 選考の方法等

提出のあった履歴書により書類選考を行います。

（必要に応じて面接を実施します。）

5 問い合わせ、応募書類提出先

ニセコ町役場保健福祉課健康づくり係 担当：上仙、不在時：斎藤

〒048-1595 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地

電話：0136-44-2121